

# 福岡県公報

令和 4 年 1 月 14 日  
第 266 号

## 目 次

### 告 示 (第18号 - 第34号)

○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	2
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6

### 公 告

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○指定管理者の指定	(障がい福祉課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	12
○指定管理者の指定	(労働政策課)	12
○指定管理者の指定	(公園街路課)	12
○指定管理者の指定	(自然環境課)	13
○指定管理者の指定	(林業振興課)	13
○指定管理者の指定	(林業振興課)	13
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	14
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(畜 産 課)	16
○指定管理者の指定	(文化振興課)	16
<b>教育委員会</b>		
○指定管理者の指定	(教育庁体育スポーツ健康課)	16

○指定管理者の指定 (教育庁社会教育課) ……………16

**選挙管理委員会**

○福岡県選挙管理委員会委員長の選挙 (市町村支援課) ……………16

**告 示**

**福岡県告示第18号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する区域  
太宰府市大字北谷1316番2及び1316番3並びに字只越871番1、871番2、871番3、868番24、868番25、868番79、868番84及び868番174
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

**福岡県告示第19号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する要措置区域  
糟屋郡粕屋町大字阿恵字小浦86番及び字鶴見塚151番の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第6の1の項の中欄）

**福岡県告示第20号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
糟屋郡粕屋町大字阿恵字花折43番及び50番の各一部  
糟屋郡粕屋町大字阿恵字小浦86番及び136番の各一部  
糟屋郡粕屋町大字阿恵字鶴見塚151番及び208番の各一部  
糟屋郡粕屋町原町四丁目168番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

**福岡県告示第21号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月福岡県告示第643号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安国寺	嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第22号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年3月福岡県告示第644号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安国寺	嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第23号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安国寺 - 1	嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第24号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
安国寺 - 1	嘉麻市下山田（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第25号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

京 築 県 道	吉 富 港 線	前	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで	7.8 ～ 14.2	77.6
		後	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで	7.8 ～ 14.5	

**福岡県告示第26号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉富港線	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで

**福岡県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

京 築 県 道	吉 富 本 耶 馬 溪 線	前	築上郡吉富町大字広津462番1先から 築上郡吉富町大字幸子482番2先まで	9.0 ～ 18.4	123.0
		後	築上郡吉富町大字広津462番1先から 築上郡吉富町大字幸子482番2先まで	9.0 ～ 15.8	

**福岡県告示第28号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本 耶 馬 溪 線	築上郡吉富町大字広津462番1先から 築上郡吉富町大字幸子482番2先まで

**福岡県告示第29号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

京 築 県 道	中 津 前 線	前	築上郡吉富町大字広津143番1先から 築上郡吉富町大字広津475番1先まで	15.0 ～ 33.0	147.0
		後	築上郡吉富町大字広津143番1先から 築上郡吉富町大字広津475番1先まで	15.0 ～ 33.0	

**福岡県告示第30号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	中 津 前 線	築上郡吉富町大字広津143番1先から 築上郡吉富町大字広津475番1先まで

**福岡県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築 県 道	苅 田 採 銅 所 線	前	京都郡苅田町京町二丁目14番9先から 京都郡苅田町大字馬場632番3先まで	4.3 ～ 13.7	114.2
		後	京都郡苅田町京町二丁目14番9先から 京都郡苅田町大字馬場632番3先まで	8.0 ～ 14.1	

**福岡県告示第32号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 国 道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所3255番1先まで	8.2 ～ 18.0	170.0
			前	田川郡香春町大字採銅所1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所3255番1先まで	10.3 ～ 17.3	
			後	田川郡香春町大字採銅所1253番6先から 田川郡香春町大字採銅所3255番1先まで	10.4 ～ 17.4	170.0

**福岡県告示第33号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	北九州小竹線	前	飯塚市口原924番3先から 飯塚市口原765番20先まで	6.9 ～ 19.8	590.0
			後	飯塚市口原924番3先から 飯塚市口原765番20先まで	12.0 ～ 235.7	590.0

#### 福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	湯ノ原合川線	前	久留米市高良内町2184番44先から 久留米市高良内町1577番2先まで	4.2 ～ 11.9	177.2
			後	久留米市高良内町2184番44先から 久留米市高良内町1577番2先まで	5.3 ～ 11.9	177.2
			後	久留米市高良内町2184番44先から 久留米市高良内町1577番2先まで	5.3 ～ 11.9	178.0

## 公 告

### 公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（上の堤地区）	令和2年9月23日
農業用ため池整備事業（上池田地区）	令和2年10月13日
農業用ため池整備事業（御手洗地区）	令和元年12月17日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ミスターマックス糸島店
  - 所在地 糸島市高田四丁目138番1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の

規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 LaRa TOWN太宰府店
- (2) 所在地 筑紫野市塔原東五丁目11番 5 号

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

- ア 駐車場の出入の際、運転手から駐車場に面する歩道の歩行者を十分に視認できるよう、のぼり旗の設置位置等について配慮いただきたい。
- イ 周辺に小中学校の通学路があるため、工事中及び竣工後も通学の安全が確保できるようにしてください。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

リサイクル可能なものは積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めてください。

(3) 防災・防犯対策への協力

- ア 本市との災害時における物資調達・供給等に関する協定の締結に協力いただきたい。
- イ 屋外を録画する防犯カメラを設置する場合、公道を一部でも録画範囲に加えるよう検討いただきたい。

(4) 騒音の発生に係る事項

- ア 工期中、適切な防音防振対策を講じることにより、騒音・振動の低減に努めてください。
- イ 特定建設作業を伴う建設工事については届出をしてください。
- ウ 開業後についても特に夜間の車両走行、荷さばき作業においては業者及び作業員へ騒音防止を徹底するとともに、利用者に対して注意を呼びかける看板を設置することや見回りを実施する等、騒音が発生しないよう十分な配慮をしてください。

い。

エ 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

オ 工事に伴う騒音等については、学校に配慮し実施してください。

(5) 廃棄物に係る事項等

筑紫野市の条例に基づいた適正な分別を行ってください。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ア 屋外照明等の設置に際しては、環境省作成の光害対策ガイドラインを用いて周辺環境に充分配慮してください。
- イ 青少年の非行防止対策等において、福岡県青少年健全育成条例は、第34条に、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時）に外出させる行為の制限を設けています。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

(7) その他

- ア 工事に関し、工事内容、期間等を天拝小学校及び二日市中学校に説明してください。
- イ 通学路における工事車両等の事故防止など、工事中は児童生徒の安全に注意してください。
- ウ 工期中・開業後とも騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないよう十分な配慮をしてください。
- エ 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

公告

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第 5 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園の指定管理者を指定したので、同条例第 18 条の 3 第 3 項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	

福岡県障がい者就労 支援ホームあけぼの 園	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一 丁目11番1号	社会福祉法人福岡コロ ニー	令和4年4月1日 から令和6年3月 31日まで
-----------------------------	-----------------------	------------------	-------------------------------

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和3年12月16日糸島市告示第262号）

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

運転適性検査装置賃貸借契約

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）



- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年1月31日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

運転適性検査装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和4年6月1日から令和11年5月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年2月28日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年1月14日（金曜日）から令和4年2月22日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年2月28日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和4年3月1日（火曜日）午後3時30分

## (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for driving aptitude test device

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM, February 28, 2022

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2590)

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和4年1月11日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大島産業	宗像市富地原1791-1	大島 環	令和3年8月8日 福岡県知事許可（特-3） 第5456号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和4年1月25日から令和4年2月10日までの17日間

4 処分の原因となった事実

株式会社大島産業は中日本高速道路株式会社発注の「中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事」の施工において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。

また、福岡県発注の「県道玄海田島福岡線川端橋橋梁下部工（P1）工事」他2件の工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和48年福岡県条例第12号）第3条の規定に基づき、福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	福岡市博多区博多駅中央街7番21号	JR九州サービスサポート・岡崎建工・日本施設協会共同企業体（代表団体 JR九州サービスサポート株式会社）	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園及び旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県営東公園	福岡市博多区板付五丁目11番2号	東洋緑地建設株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
福岡県営西公園	福岡市中央区大名一丁目 4 番 1 号	にしてつ G・いしはら D 公園管理団体（代表団体 株式会社西鉄グリーン土木）	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
福岡県営大濠公園（大濠公園能楽堂を除く。）			
福岡県営名島運動公園	宗像市日の里二丁目11番地 1	宗像緑地建設株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
福岡県営天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市博多区博多駅東三丁目 1 番 26 号	株式会社日比谷アメニス九州支店	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
旧福岡県公会堂貴賓館	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号	株式会社日比谷花壇	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
福岡県営春日公園	福岡市南区長丘三丁目 13 番 27 号	木下緑化建設株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**公告**

福岡県平尾台自然観察センター条例（平成12年福岡県条例第25号）第3条の規定に基づき、福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	

福岡県平尾台自然観察センター	北九州市小倉南区平尾台一丁目 1 番 1 号	ハートランド平尾台株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
----------------	------------------------	---------------	-----------------------------------

**公告**

福岡県立森林公園条例（昭和51年福岡県条例第24号）第3条の規定に基づき、福岡県立四王寺県民の森及び福岡県立夜須高原記念の森の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立四王寺県民の森	福岡市中央区天神三丁目10番25号	福岡県森林組合連合会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
福岡県立夜須高原記念の森	福岡市南区野間三丁目 7 番 20 号	九州林産株式会社	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**公告**

福岡県緑化センター条例（昭和59年福岡県条例第4号）第4条の規定に基づき、福岡県緑化センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条第3項の規定により次のように公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県緑化センター	久留米市田主丸町益生田1125番地	一般社団法人福岡県樹芸組合連合会	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和3年12月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店 ・ダイレックス宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目1番7号	ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店 ・ダイレックスくりえいと宗像店・ワークマン女子くりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目1番7号

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和3年12月24日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール直方

(2) 所在地 直方市湯野原二丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 飯盛 徹夫 東京都中央区八重洲一丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

**公告**

「道路位置指定の手引きにおける審査基準の一部改正」案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見募集期間

令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福津市本木	令和 3 年 11 月 30 日から 令和 4 年 3 月 11 日まで

**公告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

## 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市	令和 3 年 12 月 10 日から 令和 4 年 3 月 30 日まで

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイレックス大川店

(2) 所在地 大川市大字上巻二反田 216 外

## 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更計画については、市の条例等に抵触する問題もなく、周辺的生活環境保持の見地からも、特に問題ありません。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コーナンプ罗那珂川店

(2) 所在地 那珂川市松木二丁目 58 番外

## 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 コジマ×ビックカメラ福岡春日店

(2) 所在地 春日市須玖北一丁目 1 番 1

## 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

### 公告

「福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則」案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 意見募集期間

令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

### 公告

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第3条の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立あまぎ水の文化村	朝倉市矢野竹831番地	公益財団法人あまぎ水の文化村	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 教育委員会

### 公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立総合プール及び福岡県馬術競技場の指定管理者を指定したので、同条例第

7条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年1月14日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号	アクション福岡プロジェクトチーム（代表団体 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター）	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
福岡県馬術競技場	古賀市筵内564番地	福岡県馬術連盟	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第3条の規定に基づき、福岡県青少年科学館の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和4年1月14日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町1713番地	福岡県青少年科学館運営グループ（代表団体 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団）	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、令和3年12月27日、福岡県選挙管理委員会は、委員長として次の者を選挙した。



令和4年1月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

住所 福岡市中央区地行一丁目14番10号

氏名 藤井克己